

# 燃えにくい材と設備の工夫

火を出さない、もらわないを基本に

火事は注意すれば防げる災害です。地震や台風のように逃れようのない天災とは違います。火事に耐えられる住まいを考える前にまず「火を出さない」を基本にしたいものです。

火を出さないようにするには日ごろの心がけはもちろんです、住まいづくりでも工夫できます。出火原因から考えると、設備面に対応したり外回りの造りで工夫したりすることが必要です。

気を付けたいのはまずキッチン。高齢者で起きるのは着ている服にコンロの火がつく事故です。油の入った鍋を火にかけてたまま高温にして、自然発火を招くのも怖いものです。電磁調理器のような炎の出ない器具を用いる、コンロを過熱防止装置付きのものにする、設備の選び方で対応できます。外回りでは放火に注意します。室内だけでなく、外回りの計画にも気を配りましょう。

いくら火を出さないよう心がけていても、他から燃え広がってきた火をもらってしまつてしまうようではダメです。燃え移つてきそうかどうか、まわりの様子も見ながら、屋根・軒裏や、外壁、開口部といった外に面した部分に火に強い材を用いることも欠かせません。

すぐ気づき、すばやく逃げられる工夫も

いざ火を出してしまつた、もらつてしまつたら、状況によつては逃げることも大事です。せつかく建てた念願のわが家でしようが、ご家族の命には代えられません。できるだけ早い段階で気づくように、そしてできるだけすばやく逃げられるように、住まいづくりの段階から備えておきましょう。火災を知らせてくれる感知警報装置を付けるのも手です。間取りやアプローチの取り方を考えるときには、二つの方向に逃げられるように意識しておくと、退路をふさがれることがありません。こうしておけば、いざというときも安心です。

## 防火地域内での建物の制限

防火地域内での建物の制限（建築基準法）

区分	建築できる建物	建築できない建物
防火地域	耐火建築物	木造の住宅
準防火地域	木造2階建ての建物（外壁や軒裏の延焼の恐れのある部分を防火構造にする）、延床面積500㎡以上、3階建て以上は耐火建築物または準耐火建築物	延床面積500㎡以上、3階建て以上の木造の住宅

**耐火建築物** 主要構造部を耐火構造としたもの。一般には鉄筋コンクリート造の建物。鉄筋コンクリート造は住宅金融公庫の「耐火」をクリアし、返済期間も最長35年まで。

**準耐火建築物** ①主要構造部を準耐火構造としたもの。  
②外壁を耐火構造としたもの。  
③主要構造部を不燃構造としたもの。  
があり、それぞれ構造が決められている。  
鉄骨造は公庫の融資の融資額、返済額などが有利な「準防火」をクリアしている。また木質パネル工法、ツーバイフォー工法も木造でありながら、公庫の「簡易耐火構造」「準耐火」に指定されている。ユニット工法の鉄骨造、ツーバイフォーも「準耐火」をクリア。

燃えにくい材

外壁——タイル張り、ラムダサイディング、しっくい、レンガタイル、コンクリート打ち放し、ALC版、ガルバリウム鋼板等

内装材——大谷石、御影石、大理石、人造石、タイル、ガラスブロック、パンチングメタル、その他防火加工されたクロスなど

### ポイント

防災を考えた設備や、耐火を考えた外回りの仕上げで対応を。感知警報器や二方向避難の考え方で、気づいて逃げる工夫が必要です。